

## 総合資源エネルギー調査会 電気料金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループ（第5回）- 議事要旨

日時：平成27年1月14日（水曜日）9時30分～10時30分

場所：経済産業省本館17階国際会議室

### 出席者

### 委員

山内座長、秋池委員、辰巳委員、辻山委員、永田委員、松村委員、圓尾委員

### 経済産業省

多田電力・ガス事業部長、村瀬電力・ガス事業部政策課長、山崎電力市場整備課長、畠山原子力政策課長、安永電力・ガス改革推進室調整官、曳野電力・ガス事業部政策課企画官、斉藤原子力政策課課長補佐

### 主な意見

#### 1. 会計制度について

- 2ページの1行目と6ページの「一定期間」の意味するところはどのようなことか。一定期間では曖昧なので、長期と書くべきではないか。  
⇒ 2ページの1行目の「一定期間」というのは、一昨年WGの報告書を引用しているもの。6ページの「一定期間」は、今回制度措置する会計措置の償却期間のことであり、10年間のことである（事務局）。
- 3ページの下段に記載されている「計画外」は、法律の変更等を意味するものと理解して良いか。表現がわかりにくいので具体的に記載してほしい。また、6ページの、「制度措置の対象としては、政策変更や安全規制ルールの変更等を背景として廃炉することとなった場合」という部分についても分かりやすく書いてほしい。  
⇒ 明確化を考えたい（事務局）。
- 一般的な株式会社としての制度と電気事業の会計制度は性質が異なる。電気事業の会計制度は、料金規制と密接に関連していて、今回措置する制度は、廃炉をしっかり行うために措置する制度。今後の自由化を見据えた場合には、電気事業の会計制度であったとしても、他の株式会社と整合がとれないことがあってはいけない。報告書の結論としては、よくできているものという印象である。
- 一昨年の廃炉WGでは、廃炉事業は電気事業の一環であること、料金で回収できるということ、で整理した。今回は、事業の用に供していないという中、会計が廃炉の妨げになってはならないという前提で議論をしたと理解。期末に新勘定が計上されて、期を跨いだ場合の、新勘定の資産能力を実務上どう判断するかについては、報告書においてカバーされていると理解しているが、実務においてもカバーできるようにしていただきたい。
- 料金回収の担保、会計が廃炉の妨げにならないようにする、という意味でまとめてもらってよかった。会計においては、確実な料金回収が可能であるからこそ、資産性があり償却できることとなるので、託送料金での回収の具体的な設計は今後の議論であるが、託送料金での回収は、この会計制度の基盤を強固とするものである。

#### 2. 電気料金との関係

- 4ページの※印のところであるが、「廃炉により、想定していた減価償却費を超えて多額の費用が一括して発生した場合」というところだが、料金原価に算入された減価償却費の総額を超えて多額の費用が一括計上された場合とも読めてしまう。  
⇒ 表現ぶりを修正する（事務局）。
- 10ページの託送料金で費用回収する点だが、具体的な制度設計は将来検討するというものの、託送料金で回収すると明確に書いてよいのか。言い切ってしまうのは禍根を残す気がする。託送料金「など」と記載することはできないのか。11ページに、「資金管理のための担保」とあるが、これはどのようなことを想定しているのか。事業者のやるべきことを記載しているのはよいこと。40年廃炉に向けて、と具体的に書いて欲しい。  
⇒ 費用回収を確実にしなければ、費用回収が滞ることとなるおそれがあるため、そもそも本制度が成立しなくなるものと認識している。このため、競争が進展する中でも総括原価規制が残る託送料金により費用回収を可能とすることが必要であると認識（事務局）。
- 経過措置料金で費用を回収するというのであれば、確かに負担する需要家に変化はないが、仮に託送料金で広く薄く回収するとすると、原子力事業者の需要家ではない人に負担を転嫁するというかたちになるので、負担する需要家は変わりうることに留意すべき。

- 10ページに、「原子力の電気の市場への抛出等を行うべきとの意見があった」と書いているが、あたかも意見が対立しているため、このような記載となっているようにも見える。しかし、市場への抛出等を行うべきではないと明確に発言した委員はいないので、「行うべきとの意見があった」のではなく、「行うべき」という記載とするべき。
- 託送の具体的な制度設計については、適切なタイミングで検討となっているが、自由化される2016年4月までに議論するべき。

---

### 3. その他

- 報告書案について概ね賛成。市場の進展に応じて議論を行っていく論点がいくつか残っている。利用者にとっても適切なタイミング、事業者が廃炉を行う上でその作業を阻害しない適切なタイミングとなるよう、議論をしていただきたい。原子力の電気の抛出や、誰が費用を負担するのかについて、過去の受益も踏まえた議論がなされることを期待している。
- 11ページの資金回収の担保だが、廃炉決定後の資金回収について検討を行ったが、それまでに確保すべきものもあることから、過去分を含めた外部積立でも目指さないといけないことも念頭に置くべきではないか。原子力の電気の市場への抛出について違和感はないが、今後の原子力の官民のリスク分担など議論しなければならない。原子力損害賠償法、原賠・廃炉機構法、バックエンドなど、それらを合わせて、どのような市場への抛出にするか考えないといけない。広く薄くということであれば、公益電源として一部市場へ抛出するというのが筋であると訴えるのはよいかと思うが、具体的にどうするかどうかは、大きな議論で考えていくべき。

---

### 4. 今後の段取り

- 取りまとめ案については、本日の指摘を踏まえ、座長と相談しながら、必要な修正を行う。その上で、関係省令の改正を伴うことが想定されるため、パブリックコメントを行いたい。パブリックコメントは1ヶ月程度想定しており、寄せられた意見に対する回答を公表する。その上で、最終的な報告書を公表する（事務局）。

以上

### 関連リンク

[電気料金審査専門小委員会 廃炉に係る会計制度検証ワーキンググループの開催状況](#)

### お問合せ先

資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課

---

最終更新日：2015年1月19日